

放送分野における経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説

- 本解説は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第3章の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度について、放送分野に関する導入等計画書の事前届出等に関する事項等を解説するものです。本解説は、簡潔な記述をしている箇所がありますので、届出等を行うに当たっては関係法令等も併せて確認してください。
- 本解説は今後も随時改訂していくものとなりますので、最新のものを確認いただくようお願いします。

令和6年4月24日
総務省国際戦略局参事官室

【凡例】

「法」 経済施策を一体的に構ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）

「政令」 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号）

「省令」 総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年総務省令第64号）

※ その他、特に断りのない限り、この解説において使用する用語は、法第3章、政令及び総務省令において使用する用語の例によるものとする。

Q 1. 放送事業の特定重要設備として省令で番組送出設備と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

Q 2. 放送事業の構成設備として、省令で「映像信号及び音声信号を符号化する機能を有する装置」及び「ロイによって符号化された信号を多重化する機能を有する装置」と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

Q 3. 放送事業の設備の重要維持管理等には具体的にどのような行為が該当しますか。

Q 4. 放送事業における特定重要設備の機能に関する変更とは、具体的にどのような変更ですか。

Q 5. 放送分野において、リスク管理措置の導入^⑭・重要維持管理等^⑨にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

Q 1. 放送事業の特定重要設備として省令で番組送出設備と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- 放送番組の素材を切り替え、当該放送番組の素材その他放送番組を構成する映像、音声、文字及びデータに係る信号を調整（デジタル放送の場合にあつては、主として映像、音声及びデータに係る信号を符号化及び多重化することをいう。）し、放送番組として送出し、並びにこれらを管理する機能を有する電気通信設備（いわゆる「マスター設備」）が該当します。

<省令>

第1条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号。以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一（略）

二 放送事業のうち、地上基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十五号に規定する地上基幹放送をいう。以下この号及び次条第二号において同じ。）を行うもの 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第十一号で定める番組送出設備（テレビジョン放送（同法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいい、同規則別表第五号（注）五の総合放送に限る。次条第二号において同じ。）による地上基幹放送であつて、その放送対象地域（同法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。次条第二号において同じ。）内における世帯数が全国の子帯数の四分の一以上であるものの業務に用いられるものに限る。）

三（略）

Q 2. 放送事業の構成設備として、省令で「イ 映像信号及び音声信号を符号化する機能を有する装置」及び「ロ イによって符号化された信号を多重化する機能を有する装置」と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- 「イ 映像信号及び音声信号を符号化する機能を有する装置」は「番組送出設備」のうち、映像信号及び音声信号を符号化する機能を有する装置（いわゆる「エンコーダー」）が該当します。
- 「ロ イによって符号化された信号を多重化する機能を有する装置」は当該装置によって符号化された信号を多重化する機能を有する装置（いわゆる「多重化装置」）が該当します。

<省令>

第13条 法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一～四（略）

五 第一条第二号に掲げるもの 次に掲げるもの

イ 映像信号及び音声信号を符号化する機能を有する装置

ロ イによって符号化された信号を多重化する機能を有する装置

六（略）

Q 3. 放送事業の設備の重要維持管理等には具体的にどのような行為が該当しますか。

- 「番組送出設備」の「維持管理」には、番組送出設備の機能を維持する（番組送出設備の機能を正常な状態に保つ）ため、その保守点検、機器の修理・部品の交換、プログラムの更新を行うこと等が該当します。また、「操作」には、番組送出設備を運用し、制御する操作を行うこと等が該当します。

<省令>

第9条 法第五十二条第一項の特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものは、次の各号に定めるものとする。

- 一 維持管理
- 二 操作

Q 4. 放送事業における特定重要設備の機能に関する変更とは、具体的にどのような変更ですか。

○ 「特定重要設備の機能」とは「特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用」※です。

※様式第六（一）（二） 1. 特定重要設備の概要の（記載上の注意） 3. 参照

○ 具体的には、導入等計画書において以下のような各種作用を記載することとなります。

①放送番組の素材を切り替える作用

②当該放送番組の素材その他放送番組を構成する映像、音声、文字及びデータに係る信号を調整（デジタル放送の場合にあっては、主として映像、音声及びデータに係る信号を符号化及び多重化することをいう。）する作用

③放送番組として送出する作用

④上記①から③を管理する作用

○ 「機能に関する変更」とは、一般には、その作用自体の変更（新たな作用の追加、作用の一部の除去、異なる作用への転換等）に加え、作用自体を変更しなくとも、その作用の構築に中核的な役割を

果たしている設備、機器、装置又はプログラムを変更する場合も含まれますが、具体的にどのような変更が機能に関する変更に該当するかは必要に応じてご相談ください。

Q 5. 放送分野において、リスク管理措置の導入⑭・重要維持管理等⑨にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

※内閣府の技術的解説参照

- 国内の関連法規のうち、特定社会基盤事業を規律する及び設備の安全基準に関連する法令は、放送法となります。また、国際的に受け入れられた基準のうち、特定重要設備の安全基準に関するものは、該当ありません。